

防府市汚水ポンプ施設設置要綱

平成23年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、処理区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。）で、地形的な特性から自然流下では公共下水道管に汚水を排除することが困難な箇所に汚水ポンプ施設を設置して、水洗化の促進を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

(設置の要件)

第2条 汚水ポンプ施設の設置は、処理区域内であり、かつ、次に定める要件を備えたものでなければならない。

- (1) 設置しようとする箇所が地形的に自然流下方式により公共下水道管に汚水を排除出来ないと認められること。ただし、法人所有の建物や住居以外の建物は除く。
- (2) 土地及び建物の所有者が汚水ポンプ施設設置について承諾していること。
- (3) 排水設備設置義務者が遅滞なく水洗化工事を実施すること。
- (4) 設置を希望する者に市県民税、固定資産税等の市税、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の滞納がないこと。
- (5) 別に定める汚水ポンプ施設の設置基準に適合すること。

(費用の負担)

第3条 次の各号に掲げる費用は防府市の負担とする。

- (1) 汚水ポンプ施設の建設費。
- (2) 汚水ポンプ施設の建設更新費。
- (3) 利用者（本要綱により設置した汚水ポンプ施設の利用者をいう。以下同じ。）の責にきすべき理由以外の汚水ポンプ施設の故障による修繕及びその他消耗品等の経費。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、利用者が市県民税、固定資産税等の市税、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金を滞納している場合、又は第7条の規定を遵守していない場合はこの限りでない。

2 次の各号に掲げる費用は利用者の負担とする。

- (1) 汚水ポンプ施設の電気料、定期点検費、及び維持管理費。
- (2) 緊急時の対応に要する費用。
- (3) 前項及び前各号に該当しないその他の費用。

(設置の申請)

第4条 汚水ポンプ施設の設置を希望する者は、汚水ポンプ施設設置申請書(第1号様式)に、次に定める書類を添付して、防府市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 土地の使用貸借契約書(第2号様式)
- (2) 誓約書(第3号様式)
- (3) 利用者が市民税及び固定資産税等の市税を滞納していないことを証する証明書
- (4) 排水設備計画確認申請書
- (5) その他管理者が必要とする書類

(設置の決定)

第5条 管理者は前条の申請書の提出があったときは、必要な調査を行い諾否を決定し、速やかに汚水ポンプ施設設置決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(施設の更新)

第6条 汚水ポンプ施設の更新を希望する場合、申請者は汚水ポンプ施設設置更新申請書(第5号様式)に、第4条第3号に規定する書類を添付して管理者へ提出しなければならない。

2 管理者は前項の申請書の提出があったときは、必要な調査を行い諾否を決定し、速やかに汚水ポンプ施設設置更新決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(維持管理)

第7条 この要綱により設置した汚水ポンプ施設は、利用者がその責任において維持管理するとともに、定期点検を年1回以上実施し、その結果を汚水ポンプ施設定期点検報告書(第7号様式)に点検完了後の確認写真を添付して、管理者に報告しなければならない。

(施設の廃止)

第8条 管理者が特に必要と認める場合を除き、汚水ポンプ施設の廃止はできないものとする。

(施設の利用休止)

第9条 設置した汚水ポンプ施設の利用を一時中止する場合、利用者は遅滞なく管理者にその旨を報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、防府市汚水ポンプ施設設置要綱（平成18年4月1日制定）の規定によりなされた手続きについては、それぞれこの要綱の相当規定により、なされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第2号様式（第4条）

土地の使用貸借契約書

貸主 （以下「甲」という。）と、借主 防府市上下水道局（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の使用貸借契約を締結した。

（貸借物件）

第1条 甲は、次の土地（以下「貸借物件」という。）を乙に無償で貸し付け乙はこれを借り受ける。

土 地	
所在地	
地 番	
地 目	
地 積	

（用途）

第2条 乙は、貸借物件を汚水ポンプ施設用地として使用するものとし、他の用途に使用しないものとする。

（契約期間）

第3条 使用貸借の期間（以下「貸借期間」という。）は、ポンプ施設の設置期間とする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第4条 甲は、乙の承諾がなければ、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は、貸借物件を転貸してならない。

（貸借物件の譲渡時の措置）

第5条 甲は、第3条に定める貸借期間中に貸借物件を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ乙の同意を得たうえ、乙がこの契約と同一の条件で貸借物件を使用できるよう措置するものとする。

（貸借物件の返還）

第6条 乙は、貸借期間が満了したときは、乙の費用で貸借物件を原状に復旧し、甲に返還しなければならない。ただし、現状のままで返還することにつき、甲の承諾があったときは、この限りではない。

（信義則）

第7条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として、この契約書を2部作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1部を保有するものとする。

年 月 日

貸主 住所

氏名

⑩

借主 防府市仁井令町13番1号
防府市上下水道局
防府市上下水道事業管理者

第3号様式（第4条）

（宛先）防府市上下水道事業管理者

誓 約 書

私は、汚水ポンプ施設を設置されるにあたり次の誓約をいたします。

記

- 1 汚水ポンプ施設の故障がおきないように、維持管理基準を守り、責任をもって管理を行います。
- 2 要綱第3条第2項の汚水ポンプ施設の維持管理費等は、当方で負担します。
- 3 本工事完了後、直ちに排水設備工事を実施します。
- 4 汚水ポンプ施設の設置に対し、正当な理由がない限り、求償権（民法第717条）及び苦情の申立てはいたしません。
- 5 下水道事業受益者負担金を完納します。

年 月 日

（申請者）

住 所 _____

氏 名 _____

(TEL _____)

第4号様式（第5条）

第 号
年 月 日

様

防府市上下水道事業管理者

防府市汚水ポンプ施設設置決定通知書

年 月 日付の申請について、下記のとおり決定したのでお知らせします。

記

決定区分

承認する

承認しない

承認しない理由

第6号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

防府市上下水道事業管理者

防府市汚水ポンプ施設設置更新決定通知書

年 月 日付の申請について、下記のとおり決定したのでお知らせします。

記

決定区分

承認する

承認しない

承認しない理由

第7号様式（第7条）

汚水ポンプ施設定期点検報告書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

(報告者) 住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

下記のとおり汚水ポンプ施設の定期点検を実施したので報告します。

1 点検日 年 月 日

2 点検内容

	YES	No
・ マンホールポンプ槽内の異物は除去したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ ポンプの変音、異音等の異常はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 高水位レベルスイッチ作動時の警報確認を行ったか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 漏電遮断機のテストボタンによる作動確認を行ったか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ マンホール槽内の点検完了写真を添付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

***十分に換気をしながら点検し、マンホール内には絶対に入らないで下さい。**